

おおいた子育てほっとクーポンについて (お知らせ)

佐伯市は、子育て支援サービスの利用を通じ、子育て世帯の精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るため、3歳未満のお子さんがいるご家庭を対象に「おおいた子育てほっとクーポン」を配布します。

クーポン交付手続きについて

クーポンを受給するためには、申請書の提出が必要です。佐伯市に住民票のあるお子さんはこども福祉課48番窓口および各振興局で申請してください。

クーポンの額

対象となる児童1人につき 10,000円 (500円券×20枚)
第2子は20,000円、第3子以降は30,000円 (平成30年4月1日以降生まれの方)

クーポンの種類と対象者

① 「おおいた子育てほっとクーポン」

平成30年4月1日から平成31年3月31日までに生まれた子ども

- 有効期限 満3歳の誕生日の前日



② 「おおいた子育てほっとクーポン」

平成29年4月1日から平成30年3月31日までに生まれた子ども

- 有効期限 満3歳の誕生日の前日



③ 「おおいた子育てほっとクーポン」

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに生まれた子ども

- 有効期限 満3歳の誕生日の前日



④ 「おおいた子育てほっとクーポン」

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに生まれた子ども

- 有効期限 満3歳の誕生日の前日



※クーポンは、交付の対象となる子どもの兄弟姉妹（小学生）も利用可
※対象年齢はサービスによって異なります